

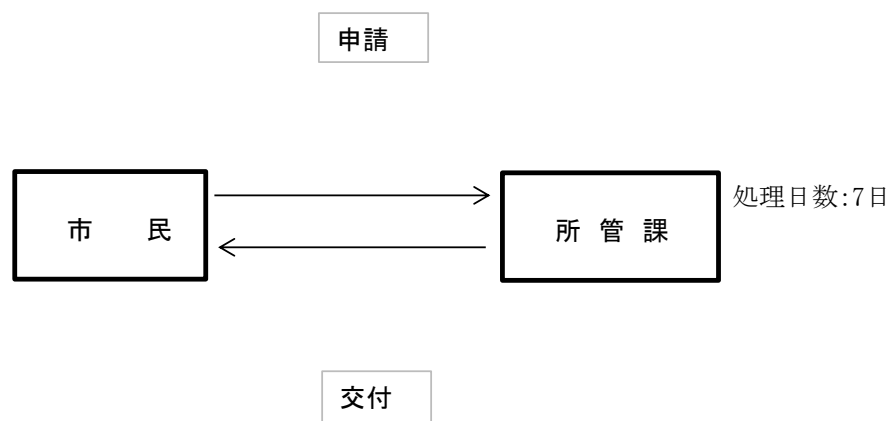
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 1

処 分 名	市街地開発事業等予定区域に関する都市計画区域内における建築等の制限に係る許可	
処 分 の 概 要	申請により、許可基準に適合する場合は、許可書を申請者に交付する。	
根 拠 法 令 名	都市計画法(昭和43年法律第100号)	
条 項	第52条の2	
所 管 課	都市・交通計画課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	7日	
標 準 処 理 期 間	計	7日
判 断 基 準	<p>都市計画法施行規則第36条の2に該当するものであることを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】  都市計画法  (建築等の制限)  第五十二条の二 市街地開発事業等予定区域に関する都市計画において定められた区域内において、土地の形質の変更を行い、又は建築物の建築その他工作物の建設を行おうとする者は、都道府県知事等の許可を受けなければならない。</p> <p>都市計画法施行規則  (市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可を要しない通常管理行為、軽易な行為その他の行為)  第三十六条の二 法第五十二条の二第一項第一号の政令で定める行為は、次に掲げるものとする。  一 工作物(建築物以外の工作物をいう。以下この条、第三十八条の四、第三十八条の五及び第三十八条の七において同じ。)で仮設のもの建設  二 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う工作物の建設又は土地の形質の変更  三 既存の建築物の敷地内において行う車庫、物置その他これらに類する附属建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造のものに限る。)の建築又は既存の建築物の敷地内において行う当該建築物に附属する工作物の建設  四 現に農林漁業を営む者が農林漁業を営むために行う土地の形質の変更  五 既存の建築物又は工作物の管理のために必要な土地の形質の変更</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、  
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。